

特定商工業者制度をご理解いただくために

特定商工業者のしおり

企業を育て地域を伸ばす商工会議所

商工会議所と特定商工業者

商工会議所が持つ公共性から、会員の枠をこえ特定商工業者制度が設けられています。

特定商工業者とは…

あなたの企業は「特定商工業者」に該当します。

法律で定められた一定基準以上の商工業者のことです

毎年4月1日現在で小牧市内に本社をはじめ支店、営業所、事務所、工場などの事業所を設けてから6ヵ月以上経過している商工業者のうち

資本金又は払込済出資総額が300万円以上の法人

営業所等の従業員数が20人(商業・サービス業は5人)以上の法人・個人のどちらかに当てはまる方が特定商工業者に該当します(商工会議所法 第7条)



法定台帳とは…

法定台帳の登録は商工会議所法で義務づけられています。

事業内容を商工会議所に登録していただく台帳のことです。

法定台帳は毎年1回作成され、商工会議所はこの台帳によって商工業者の実態を正確に把握するとともに、みなさまの事業の繁栄や当地経済の振興に役立っています。商取引のあっせん・照会や各種証明、商工業者名簿の作成などはその一例です。もちろん活用にあたっては、機密事項の保持に細心の注意を払っております。(商工会議所法 第10条・第11条)

特定商工業者として登録いただくと

法定台帳にもとづいて商取引のあっせん・照会等をうけることができます。

小牧市の商工業者を代表する商工会議所議員の選挙権(1個)が行使できます。

特定商工業者負担金をご納入いただいている場合に限りです。



特定商工業者負担金とは…

負担金は税務上、必要経費として認められます。

負担金は、法定台帳の作成管理運用に必要な費用です。

法定台帳を作成し、管理・運用するには、相当の経費がかかります。そこで商工会議所では、特定商工業者みなさま方の過半数の同意をいただいたうえ、小牧市長の認可を受け、台帳を管理・運用するため必要最小限の費用として、「特定商工業者負担金」の納入を毎年お願いしております。(商工会議所法第12条)なお、負担金の金額は年間2,500円で、税務上は租税公課費目として損金処理ができます。

特定商工業者と商工会議所会員のちがい

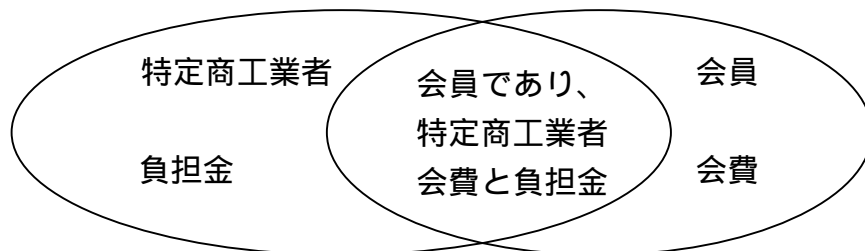
特定商工業者に該当されただけでは、商工会議所会員ではありません。

特定商工業者

法律に基づく制度で、その規模が法で定めた基準以上であれば、商工会議所の会員・非会員を問わず、商工会議所へ登録をしていただく必要がございます。

会員

自由意志によって加入し、商工会議所活動の推進力となるのが会員です。特定商工業者負担金とは別に会費をご負担いただきます。



特定商工業者並びに商工会議所の入会についてのお問い合わせは

小牧商工会議所

The Komaki Chamber of Commerce & Industry

〒485-8552

愛知県小牧市小牧五丁目253

TEL (0568) 72-1111

FAX (0568) 76-2581

E-mail info@komaki-cci.or.jp